

第 2 回板橋区再犯防止推進計画検討部会について

1 開催日時

令和 7 年 4 月 14 日（月）午後 2 時～3 時 50 分

2 出席者

13 名

3 当日の議題

板橋区再犯防止推進計画の骨子案について

■委員の主な意見

【計画内の表記について】

○生活課題を抱えるという点では、地域保健福祉計画と再犯防止推進計画における当事者は同一であるため、計画内の表記に関して、地域保健福祉計画における「課題を抱える人」の「人」と再犯防止推進計画における「犯罪をした者等」の「者」を区別する必要はないのではないかと考える。

○重点課題 4 の「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等」における「指導」という表現について、区の役割として当事者に指導をするということではなく、支援といった表現の方が適切であると考えている。

【取組について】

○更生支援にあたっては、町会・自治会だけでなく多様な人々を巻き込む支援の必要がある。

○保護司のなり手確保と安心して使用できる面接場所の確保が必要である。

○罪を犯した人は社会的孤立に陥ることが少なくないため、再犯防止推進計画の策定にあたっては、罪を犯した人の状況を広く理解してもらうことが必要である。

○課題を抱える人が自ら助けを求めることは心理的にハードルが高い場合がある。他人に、自分の弱みを見せることへの抵抗感がある方は少なくなく、伴走支援が必要な場合もある。

○再犯の防止にあたっては、行政と警察署との連携体制をより密にしていく必要がある。